

平成19年3月2日(月)
於：東御市勤労者会館2階大会議室

第3回 国民保護協議会議事録

(司会：総務課長)

定刻になりましたのでこれより会議を開催致します。

本日は、第3回東御市国民保護協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

議事に入るまでの間、私、総務部長の竹内が進行を努めさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、開会に先立ちまして、小平市国民保護協議会会長の土屋 哲男からご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

(会長：土屋市長)

本日は大変お忙しい中、第3回東御市国民保護協議会にご出席をいただきましてありがとうございます。

本日は、本協議会からの答申が、議題となっております。

皆様方からいただいたご意見・要望等を当市の国民保護計画に反映させたことにより、関係機関等との連携の取れた良い計画が作成されるものと思います。

さて、東御市では、重点的に取り組む施策の一つとして、「安全・安心のまちづくり」を掲げております。

武力攻撃事態等において、市民の生命、身体等の安全を守ること、そして人的被害等を最小限に止めることを目的に作成する市国民保護計画についても、この施策を構成する重要な事業であると認識しているところでございます。

市の推進する国民保護につきましても、計画を作ったことで終わるのではなく、計画に基づく実効性のある対策を講ずることが重要であります。

今後とも、委員の皆様のお力添えをお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様方には、約5ヶ月の短い期間でございましたが、当市の国民保護計画について、深く研究していただいたこと、そして、ご熱心にご審議いただいたことに対しまして、厚く御礼申し上げます、あいさついたします。

(司会：総務課長)

ありがとうございました。これより議事に移ります。では、会長、以降の進行をお願いいたします。

(会長：市長)

本日の出席委員数は、26名です。会議の開催に必要な定員数に達しておりますので、ただ今から第3回東御市国民保護協議会の審議に入ります。

では、次第にございます日程に沿い進行させていただきたいと思いますが、前回の協議会以降、委員の皆様から本計画案に対するご意見等をいただき、事前調整が十分に図られたと事務局から聞いております。

積極的なご意見をいただいたことについて、御礼を申し上げます。
はじめに(1)の報告事項でございます。「委員及び関係機関からの意見により整理した主な修正事項」につきまして、一括して、事務局より報告を願います。

(総務課長)

はい会長。総務課長の竹内と申します。どうぞ宜しくお願い致します。
<長野県との事前協議にかかわる内容の説明>...省略

(事務局)

只今、課長より事前協議の内容につきまして概略の説明を申し上げたところですが、細部につきましては、私からご説明を申し上げます。

それでは、別添資料1「東御市国民保護計画(案)修正箇所一覧」をご覧いただきたいと存じます。

又併せて、委員の皆様方へ配布させていただいております「東御市国民保護計画(素案)」につきましても該当箇所について頁をおってご確認いただきたいと存じます。

まず目次箇所の修正でございます。

(素案)表紙をお開きいただきまして、下から3行目をご確認願います。原案では「第2章 避難、救援に関する平素からの備え」と表記しているところですが、修正後は避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え」とし、モデル計画原文どおり修正致しました。

次に、目次3ページ下段、第11章の表記でございます。原案では「第11章 赤十字標章及び特殊標章等の交付及び管理」としたところですが、赤十字標章の交付及び管理については、そもそも都道府県の所管する部分であると指導がございましたので、この部分を削除してございます。

以降は本文修正でございます。素案1ページをお開きください。1の市の責務及び市国民保護計画の位置付け(1)市の責務、本文における表記訂正でございます。

「県」という字句や「市」という字句を多数用いているところですが、計画の始まる部分ですから、「県」又は「市」が特定できるよう、冒頭箇所につきましては「長野県」又は「東御市」と表記し、以降は文面がつながるよう修正したものでございます。

(具体的には、本文4行目の県を「長野県」に、本文5行目の市を「東御市」に修正)

続きまして、2頁をお開きください。

原案では、「(2)市国民保護計画の変更手続き」の次に「4 東御市地域防災計画に基づく取り組みの活用」という項目を追記したわけではありますが、あえて記載する必要はないと指導いただきましたので削除いたしました。

次に14ページお開きください。

原案の最後の部分に、2 緊急対処事態として、市国民保護計画においては、緊急対処事態

として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。と記載したところでありますが、本章における「1 武力攻撃事態」の説明文と比較すると説明が乏しいとの指摘がございましたので、想定される緊急処理事態をすべて表記することと致しました。

内容は、資料1のとおりです。

次に17ページをお開きください。

原案では、(3)市の体制及び職員の参集基準等の上段、表の「体制」欄に として市災害対策本部体制と、武力攻撃事態認定前の体制についてあえて記載したところでございますが、これらについても、事態認定前は災害対策基本法による災害対策を行うことは、自治事務上当然のことであるといった内容の指摘がございましたので、削除致しました。

次に、22ページをお開きください。

(2)体制の整備にあたっての留意事項における表中、上段の施設・設備面ではありますが、原案ではモデル計画のうち当市において実用可能な4項目を記載しました。ところが、県より被災現場の映像を配信する仕組みについては実用化していく旨の連絡を受けましたので、「被災現場の画像を収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める」と追記いたしました。

続きまして24ページをお開きください。

「3の(1)安否情報の種類、収集及び報告の様式」の表中、 と について修正いたしました。 つきましては、原案では「連絡先その他情報」と記載しましたが、これを「連絡先その他必要情報」に、 つきましては、「死体の所在」と記載しているところですが、これを「遺体の安置されている場所」という表記に修正しています。

いずれも委員からのご指摘に基づき、精査し、修正するものでございます。

続いて25ページですが、原案では、様式第1号を計画書に盛り込んだわけではありますが、様式はその都度変更されることがあるとの指摘から、これを資料編へ掲載していくよう変更いたしました。

次に、27ページの「1 研修(1)研修機関における研修の活用」2行目の「県自治研修所」という部分ですが、県より自治研修所における研修は考えていないと連絡がございましたので、その部分を削除するものでございます。

続いて28ページ、第2章見出しですが、これは先ほど目次の修正で申し上げたとおりの修正であります。

次に31ページ上段の表でございしますが、これも内容が変更される場合が想定されますので資料編へ掲載するよう修正いたしました。

次に34ページ下段の表でございしますが、原案では【市緊急事態連絡室(仮称)の構成等】<イメージ>としているところですが、これはイメージでなくそのものでございますので、<イメージ>という表記を削除いたしました。

次に35ページでございますが、冒頭課長より申し上げました県警察からの申し入れ事項に基づく修正内容でございます。

35ページ 本文ですが、原案では、「緊急事態連絡室」を設置していく場合、市に密着した上田警察署東御市交番、望月警察署大日向駐在所、同八重原駐在所を通じて情報収集することが適切であるとの判断から、そのように記載したところですが、県警では警察署を窓口にするということですので修正するものでございます。

続きまして、同じページの でございますが、原案では、事態認定前の体制として市災害対策本部の設置について記載したところではありますが、これも県の指導により全文削除致しました。

次に初動措置の確保については、()内の数字の記載ミスであります。

次に36ページをお開きください。

上段図表の次の「2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応」でございます。本文文面の3行目に、「担当課室体制(仮称)」とありますが、これは「総務部総務課体制」の誤りでありますので訂正させていただきました。

続きまして、37ページ最後の行の記載方法を変更し、すべて資料編に収集するように致しましたので、38ページ「市対策本部の組織構成」、39ページ「市対策本部長の補佐機能の編成」、同じく39ページ「市の各部課局における武力攻撃事態における業務」につきましては、組織が見直される場合もございますので、すべて資料編へ収集するよう変更いたしました。

次に40ページをお開きください。

(6)の現地調整所の設置であります。先ほど課長からも申し上げたわけではありますが、現地調整所機能は非常に重要であるとの指摘を受けまして、原案では大部分省略して表記したわけではありますが、この部分に【現地調整所の性格について】という詳細説明を追記いたしました。

追記内容が膨大でありますので、朗読させていただきます。

(追記内容朗読)

次に43ページをお開きください。

冒頭、「3の自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等」でございます。これは防衛庁が防衛省に昇格したことによる名称変更です。

続いて46ページをお開きください。

末尾の(2)ではありますが、原案では、東御消防署としたわけではありますが、緊急時警報の伝達については東御消防署との連携だけでは完結しない場合も想定されますので、消防組織全体で捉え、「消防機関」という表記に修正を行い、巡回伝達の場合についても「上田広域消防本部」全体で捉えるよう修正いたしました。

以降、68ページまでの修正につきましては、字句の訂正や表記漏れであったり、先ほど来申し上げてきている事由による修正でございますので説明は省略させていただきます。

次に、70頁をお開きください。

「3 生活基盤等の確保」(1)水の安定的な供給」でございますが、本文の書き出しにおいて、「水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者として市は、」と表記しているところですが、当市では「水道用水供給事業と工業用水道事業」については行っていないとの指摘から修正いたしました。

次に「第11章 赤十字標章及び特殊標章等の交付及び管理」であります。冒頭目次の修正で申し上げましたとおり、赤十字標章につきましては、市の管轄ではないということで、関係部分を削除致しました。

最後になりますが、72ページをお開きください。

図の下、(2)特殊標章の交付及び管理でございますが、消防長の次に水防管理者を追記しました。これは消防長と水防管理者とは別人格であるとの指摘を受けたものでございます。

以上が委員の皆様、各関係機関等のご意見に基づき調整した結果、作成いたしました東御市国民保護計画案の修正点でございます。

なお、計画内容そのものに変更が生じない意見等につきましては、今後も適宜、修正してまいります。以上でございます。

「その他」の説明

「その他」について、ご説明いたします。

まず「資料編」の整備状況につきましてご説明いたします。

資料編につきましては、先頃の第2回協議会の際に、その構成をご審議いただいたわけですが、関係各機関との応援協定や備蓄等の問題等、現時点で決定できていない課題がございます。

このようなことから、資料編の完成は、まだ、先の話になろうかと思っておりますが、何卒ご了承願います。

整い次第、ご報告を申し上げます。

以上で事務局からの説明を終了させていただきます。

(会長：市長)

ただ今、事務局から、報告がございましたが「委員及び関係機関からの意見等並びに長野県事前協議により整理した修正事項について」の報告にして、ご意見・ご質問等がござ

いましたら、お願いいたします。

(質問等なし)

(会長：市長)

ありがとうございました。

それでは、日程の(2)にございます議事「東御市国民保護計画に対する協議会意見(答申)について」審議に入りたいと存じます。

事務局から答申案の配付をお願いします。

お手元に答申案は行き渡りましたでしょうか。

東御市国民保護計画に関する協議会意見(答申)別添に関して、特に、修正の意見はなかったかと存じますが、確認のため、お諮りさせていただきたいと存じます。

協議会の答申につきましては、お手元の案のとおりということで、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございました。それでは本案のとおり答申をさせていただきたいと存じます。

次に、(3)その他について事務局から説明願います。

(事務局：飯島課長補佐)

はい。会長。只今はありがとうございました。それではその他と致しまして、今後の市民への公表スケジュールについて若干報告させていただきます。

<省略>

(会長：市長)

事務局からの説明について、ご質問等はございませんでしょうか。

(特になし)

特に質問等がないようですので、以上で、本日の日程を終了させていただきます。

また、本日の答申文の確定をもちまして、協議会における一連のご審議も終了となります。

委員の皆様には、5ヶ月という短い期間に、集中的かつ熱心に語審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

今後、市では、本協議会の答申を尊重したうえで、長野県知事と本協議を行い、計画を策定してまいります。しっかりと市民の生命・財産を守りうる、国民保護の体制を築き上げていくためには、計画に基づく、これらの取り組みが特に重要でございます。

今後とも、委員の皆様のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

それでは、これで、第3回東御市国民保護協議会を閉会といたします。